

STOP!

いじめ

いじめは、すべての子どもが被害者にも加害者にもなるおそれがあり、深刻な事態に発展する場合があります。

子どもたちが安心して生活できる環境をつくるために、家庭が地域・学校・関係機関と連携して、以下の3つを実行していきましょう。

決して自らの命を絶ってはいけないことを子どもに伝えましょう。

いじめは絶対に許されない行為であることを子どもに教えましょう。

いじめられている子どものSOSを見逃さず早期発見に努めましょう。

いじめを正しく理解していますか？

「いじめ」とは（文部科学省ホームページより）

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

いじめの種類	具体例
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	・あだ名、悪口を言われる ・やじられる ・はやしたてられる ・「きもい」「うざい」「死ね」「殺す」などの言葉を言われる
仲間はずれ、集団による無視をされる	・遊びや活動の際、仲間に入れてもらえない ・わざと会話をしてもらえない ・席を離されたり、近くを通るときに避けられたりする
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	・遊びと称して叩かれたり蹴られたりする ・わざと体を当てられる ・通行中に足をかけられ、転ばされる
ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする	・叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される ・プロレスごっこと称して、暴力をふるわれる ・罰ゲームと称して、暴力をふるわれる
金品をたかられる	・脅されて物品や金銭を要求される ・おごれと強要される ・物品の交換を強要される
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	・お金や持ち物を盗まれる ・持ち物を隠されたり、壊されたりする ・持ち物をゴミ箱等に捨てられる
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる	・机や壁に誹謗中傷を書かれる ・人前で服を脱がされる ・嘘を言いふらされる ・脅かされて万引き等をさせられる
パソコンや携帯電話・スマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる	・SNS（LINE、ツイッターなど）等に誹謗中傷を書かれたり、許可なく画像や動画を掲載されたりする ・いたずらや脅しのメールを送られる ・SNSのグループからわざと外される

上の表に書かれている内容はすべていじめです。
お子様がいじめの加害者にならないために、「いじめは絶対に許されない行為」であることを家庭でしっかり教えましょう。

子どものSOSに気づいていますか？

あてはまる項目をチェックしてみましょう

表情は？

- 表情が暗く、あまり話をしなくなる。
- ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 落ち着きがなかったり、おどおどしたりしている。
- 食欲がなく、元気がない。



言動は？

- PC・携帯電話・スマートフォンをいつも気にしている。
- 学校や友達の話が減る。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 公園などに一人で長時間いる。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 勉強しなくなる。
- 朝になると体調不良を訴え、登校を渋る。
- 「転校したい、学校をやめたい」などと言い出す。
- 家庭から品物やお金を無断で持ち出す。
- ゲームやインターネットに熱中し、現実から逃避しようとする。

友達は？

- 友達と遊ばなくなり、家に閉じこもりがちになる。
- 親しい友達が急に来なくなるなど、友達関係が変化している。
- 知らない友達からの電話があり、不自然な外出が増えている。

服装・持ち物は？

- 帰宅した時、衣服の汚れや破れがある。
- お金の使い方が荒くなり、使いみちを言いたがらない。
- 持ち物が頻繁になくなったり、壊されたり、落書きされたりしている。



いじめの初期段階は、ささいなトラブルです。深刻な事態に発展する前に一つでも見つけたら、学校・関係機関に相談しましょう。

ネットいじめ等を防ぐためのチェックポイント

- 年齢や発達、利用目的に応じて、必ずフィルタリングを設定する。
- 家庭内のルールを決める。
- 月に一度は、使い方やルールについて子どもと話をする。
- 家庭内のルールは保護者も守る。



★「ふくいスマートルール」を参考に家庭のルールを作りましょう

わたしたち みんなですすめる「ふくいスマートルール」

- ・インターネット上に、人の嫌がることや悪口を書き込みません。
・インターネット上に、名前・住所・顔写真などの個人情報を安易に載せません。
- ・SNSやメールおよびゲーム等の通信は、夜9時以降は行いません。
・SNSやメールおよびゲーム等の通信は、1日1時間までとします。
- ・インターネットやSNSのより良い使い方を考えます。
・インターネットやSNSでいじめ等の問題が起こったら、親や先生などに相談します。

(H27年5月 いじめ問題対策連絡協議会作成)

気がかりなことがあれば、関係機関に御相談ください

関係機関名(相談窓口名)	電話番号	利用時間帯
福井地方法務局 (子どもの人権110番)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
福井県総合福祉相談所	0776-24-5138	月～金 8:30～17:15
福井少年サポートセンター (福井県警察本部ヤングテレホン)	0120-783-214	月～金 8:30～17:15
福井県教育研究所 教育相談部 (24時間子供SOSダイヤル)	0120-0-78310 <small>なやみおう</small>	365日 24時間受付可
福井県嶺南教育事務所指導相談課	0770-56-1310	月～金 8:30～17:15

作成・発行 福井県いじめ問題対策連絡協議会・福井県教育委員会 平成29年1月
お問い合わせ 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県教育庁義務教育課
TEL : 0776-20-0574 FAX : 0776-20-0671 E-mail : gimu@pref.fukui.lg.jp